

税証明オンライン申請 マニュアル 【法人向け】 R5.4.17 版

目次

申請者の手続きの流れ

0	事前準備	2
1	申請	3
2	電子署名	6
3	申請受付完了	8
4	審査開始	8
5	手数料支払	8
6	証明書発送	8
7	【発行できない場合】申請却下	8
8	【取り下げする場合】取下げ	8
9	申請却下・取下げ後に再申請する	8

申請者の手続きの流れ

0 事前準備

- (1) 商業登記に基づく電子証明書・パソコン・クレジットカードまたはスマホ決済(PayPay、LINEPay)をご用意ください

※商業登記に基づく電子証明書以外は、税証明オンライン申請ではお受けできません。

【横浜市電子申請・届出システム 動作環境】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/requirement>

- (2) 本市の電子申請・届出システムに利用者登録をする(※)
(税証明オンライン申請を使うには「利用者登録」が必須です。メール認証のみでの利用や、LINE や Google 等、他のアカウントを使つての利用はできません。)

【横浜市電子申請・届出システム】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

(※)G ビズ ID をお持ちの法人様は、利用者登録を行わず、G ビズ ID を利用し、本市の電子申請・届出システムにログインすることもできます。詳しくは

【横浜市電子申請・届出システムトップページ > よくあるご質問 > 10.G ビズ ID】
をご確認ください。

- (3) パソコンにアプリケーションとブラウザ拡張機能をインストールする。
(商業登記に基づく電子証明書を利用し、電子署名を行う為に利用します)

【電子署名拡張 AP インストール】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/app/install/guide>

e-TAX や、eLTAX とはシステムが異なりますのでご注意ください。

<固定資産税に関する証明書>

評価証明書

公課証明書

<納税証明書>

法人に係る個人市民税・県民税(特別徴収)分

法人に係る固定資産税・都市計画税(土地・家屋)分

法人に係る固定資産税・都市計画税(償却資産)分

法人に係る軽自動車税(種別割)分(車検用を除く)

法人市民税分

事業所税分

1 申請

- (1) 電子申請・届出システムにログインします。右上の「ログイン」をクリックし、利用者登録を行ったID（メールアドレス）と、パスワードを入力してください。GビズIDの方はGビズIDでログインを選んでください。



利用者ID（メールアドレス） 必須

パスワード 必須

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[利用者の新規登録はこちら](#)

他のアカウントでログイン

GビズIDでログイン

利用者登録を行った方は
こちらに入力してください。

GビズIDを利用する方は
こちらに入力してください。

(2) 手続き一覧（事業者向け）をクリックし、取得する証明書を検索してください。



(3) 固定資産税に関する証明書のオンライン申請 をクリックします。



- (4) 内容詳細が表示されますので、説明をご確認ください。
申請する場合は、下にスクロールし、次へ進むをクリックしてください。

The screenshot shows a web page with a blue header. The main content area is titled "内容詳細" (Content Details). Below this, there is a section for "固定資産税に関する証明書のオンライン申請（法人）" (Online application for fixed asset tax certificates (法人)). A "概要" (Summary) section explains that certificates for land/buildings can be applied for. A "申請できる証明書の種類" (Types of certificates you can apply for) section lists certificates for fixed assets in Yokohama. A blue button labeled "チャットでのお問い合わせ" (Chat inquiry) is visible, along with a link to "横浜市電子申請・届出システム チャットサポート" (Yokohama e-application and filing system chat support).

This screenshot shows a warning message: "この手続きの申請には電子署名が必要です。" (Electronic signature is required for this procedure). It provides instructions on installing the application on a PC or smartphone. A red box highlights the "次へ進む" (Next) button. A callout box on the right states: "【ご注意】電子署名拡張 AP がインストールされていない場合は、次へ進むをクリックすることができません。(P.2)" (【Attention】If the electronic signature extension AP is not installed, you cannot click 'Next').

- (5) 申請画面に沿って、必要事項を入力する

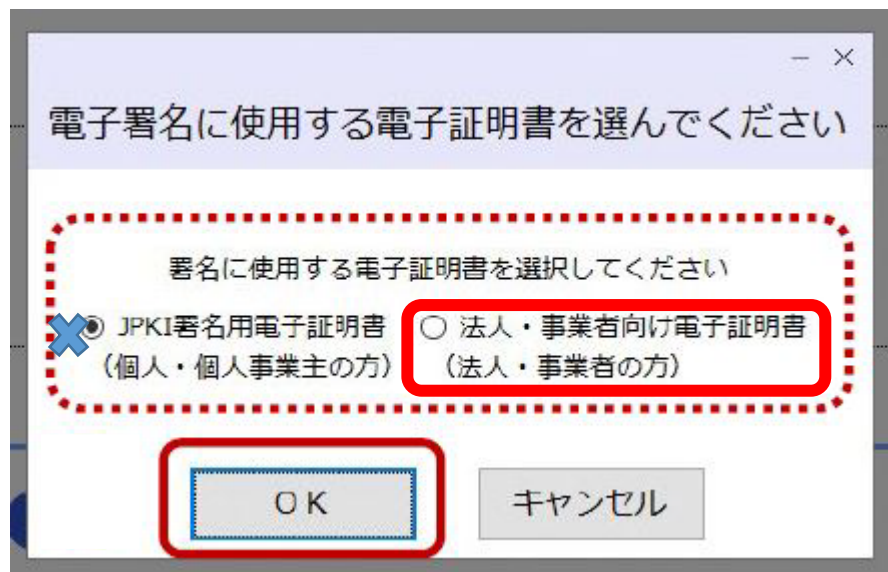
利用者登録（G ビズ ID 登録情報）と、商業登記に基づく電子証明書の内容が異なる場合は、申請できません。
利用者登録を修正、もしくは G ビズ ID の登録情報を修正してから、再度申請をお願いします。

(6) 電子署名画面

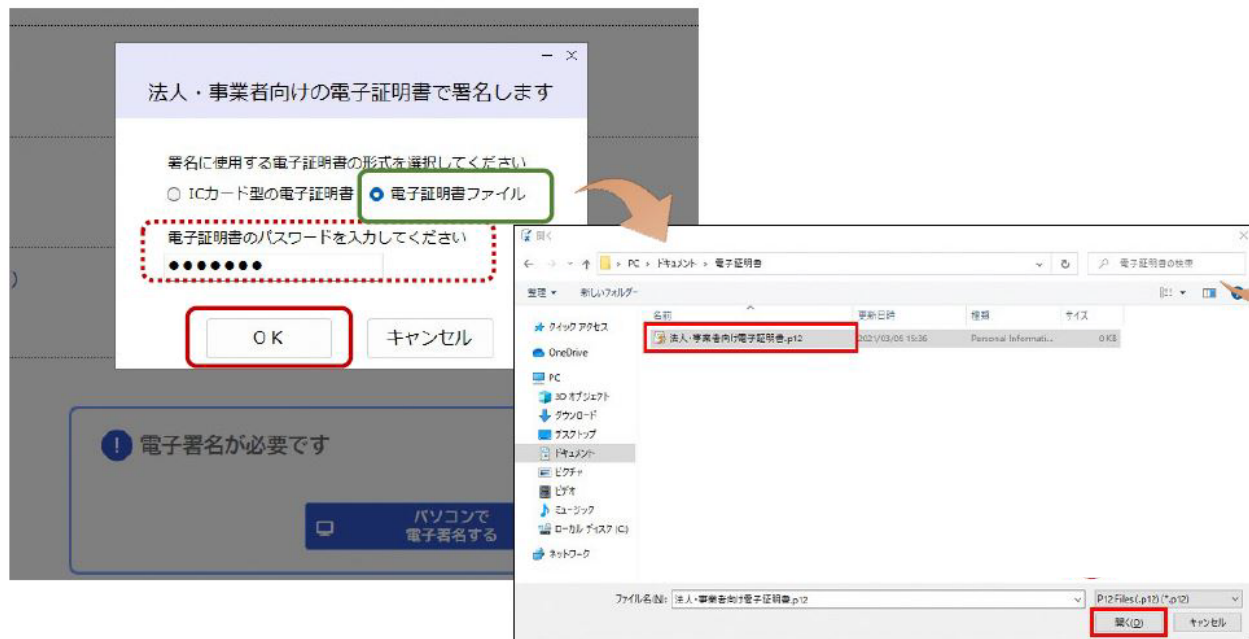


2 本人確認

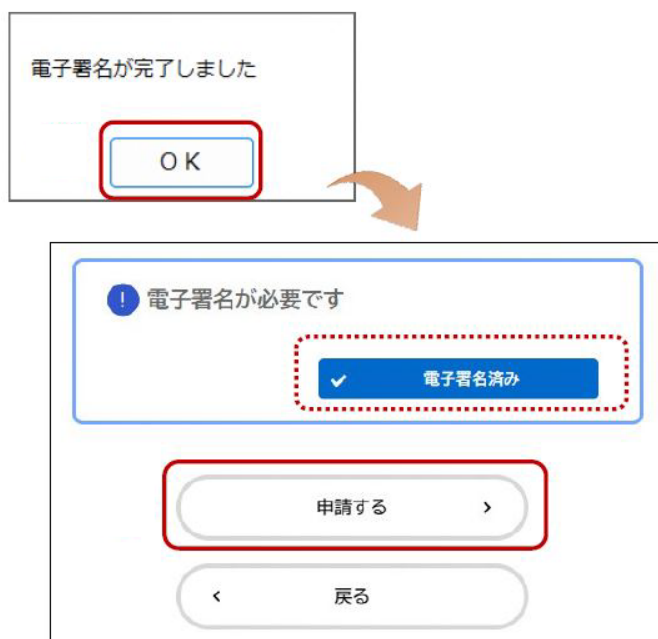
- (1) 使用する電子証明書の選択画面が表示されたら、「法人・事業者向け電子証明書」を選択し、OKをクリックします。



(2)電子証明書のパスワードを入力し、パソコンのフォルダから商業登記に基づく電子証明書ファイルを選択し、「開く」をクリックします。



(3)OK をクリックし、申請フォームに戻り「申請する」をクリック。



3 申請受付完了

申請後、「申請受付完了メール」が自動送信されます。

4 審査開始

区で申請内容の審査が開始した際、「審査開始メール」が自動送信されます。

5 手数料支払

- (1) 申請区で審査完了後、「手数料支払請求メール」が自動送信されます。
このメールを受信した日から一週間以内に、マイページにログインし、クレジットカードまたはスマホ決済でお支払いください。
- (2) 手数料支払完了後、「手数料支払完了メール」が届きます。

クレジットカード：VISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club
スマホ決済：PayPay、LINEPay ※令和5年4月17日現在

6 証明書発送

区で手数料納付を確認し、交付処理が終わると、「証明書発送完了メール」が届きます。

7 【発行できない場合】申請却下

本人確認ができない、資産が存在しない等の理由により、証明書が発行できない場合は、申請区で申請却下処理が行われ、メールが届きます。

<申請が却下される主な理由>

- ・申請いただいた内容に不備がある場合
 - ・手数料のお支払いについてのご案内から、一週間以内に手数料をお支払いいただけなかった場合
- ※マイページにて、却下理由が確認できます。

8 【申請を取り下げる場合】取下げ

入力内容に誤りがあった場合や、申請が不要になった場合には、取り下げることができます。

※手数料納付後は、取り下げできませんのでご注意ください。

9 申請却下・取下げ後に再申請する(商業登記に基づく電子証明書が必要です)

マイページ>申請状況のお知らせ>申請履歴から、再申請したいものをクリック
>申請状況から下にスクロールし「申請内容を使用して新しく申請する」をクリック
前回の申込内容が引き継がれていますので、適宜修正いただき、申請をお願いします。